

別添

営繕工事における  
入札時積算数量書活用方式運用マニュアル

平成29年10月

(令和5年3月改定)

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

## はじめに

営繕工事における入札時積算数量書活用方式運用マニュアル(以下「本運用マニュアル」という。)は、国土交通省発注の営繕工事における入札時積算数量書活用方式の実施に関し、発注者及び受注者間における積算数量の確認方法、協議等について円滑な運用がなされるよう手引として整理したものである。

## 引用通達等

- ・営繕工事における入札時積算数量書活用方式の実施について(平成 29 年3月 14 日付け国地契第 80 号、国営管第 432 号、国営積第 23 号、国北予第 36 号)

本運用マニュアルにおいて、下記の二重線による箱書きに本文を引用している。

--

- ・営繕工事における入札時積算数量書活用方式の実施に係る運用について(平成 29 年3月 14 日付け国営積第 25 号)

本運用マニュアルにおいて、下記の実線による箱書きに本文を引用している。

--

## 1. 目的

### 1. 目的

入札時積算数量書活用方式は、営繕工事の請負契約締結後における積算数量に関する協議の円滑化に資するため、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととする方式である。

本方式の実施の目的は、大きく以下の3点が挙げられる。

- ・契約後に発注者の積算数量に疑義があった場合の受発注者間における協議を円滑に行うことができる。
- ・協議の結果、必要に応じて数量変更を行うことで、適正な請負代金額となり、契約の適正化に資するとともに営繕工事の品質確保につながる。
- ・発注者の積算数量に関して、発注者が受注者からの協議に応じることを明確にすることで、入札参加者による発注者積算数量の活用が促進され、入札参加者の積算の一層の効率化に寄与する。

## 2. 用語の定義

### 2. 用語の定義

- (1) この要領において「数量基準」とは、公共建築工事積算基準(平成 15 年3月 31 日付け国営計第 196 号)第5(3)に定める「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」をいう。
- (2) この要領において「積算数量」とは、工事費を算出するために必要となる数量について、数量基準に基づき発注者が算出した数量をいう。
- (3) この要領において「入札時積算数量書」とは、発注者が入札時において積算数量として、公共建築工事積算基準第4に定める「公共建築工事内訳書標準書式」に基づき作成した種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳の名称、数量及び単位を取りまとめて示す書面(電磁的記録に記録されたものを含む。)をいう。
- (4) この要領において「工事費内訳書」とは、「工事費内訳書の提出について」(平成 27 年3月6 日付け国地契第 84 号、国官技第 279 号、国営計第 107 号)又は「工事費内訳書の提出について」(平成 27 年3月6日付け国営管第 560 号、国営計第 114 号)に基づき、第 1 回の入札において入札参加者から提出される工事費内訳書をいう。

「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」は、予定価格のもととなる工事費の算定の基本となる数量に関し、その計測、計算、区分の方法を規定したものである。

なお、「入札時積算数量書別紙明細」の定義は、「8. 入札時積算数量書別紙明細の公開」の「(1)入札時積算数量書別紙明細について」による。

## 3. 対象工事

### 3. 対象工事

競争入札に付する全ての営繕工事に適用する。

本方式は、一般競争入札、工事希望型競争入札及び指名競争入札に付する営繕工事に適用する。なお、随意契約及び設計・施工一括発注方式のような設計を含む事業は手続き上、発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が同数量書に基づく工事費内訳書を提出する段階がないため適用外とする。

#### 4. 対象工事である旨の明示等

##### 4. 対象工事である旨の明示等

(1)本方式の対象工事である旨の明示は、次に掲げる契約方式ごとに、それぞれ次に掲げる書面(以下「入札説明書等」という。)への記載(電磁的記録を含む。)により行うものとする。

- ①一般競争入札の場合:入札公告及び入札説明書
- ②工事希望型競争入札の場合:送付資料
- ③②以外の指名競争入札の場合:指名通知書

(2)(1)の記載は、別記1の記載例によるものとする。

#### (別記1)入札説明書等における記載例

##### (別記1)入札説明書等における記載例

###### ○. 入札時積算数量書活用方式の適用

- ① 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

- ② 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
- ③ 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- ④ ①の協議(発注者が請求する場合も含む。)は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目(設計図書において施工条件が明示された項目を除く。)を除く。
- ⑤ ①の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

競争入札に付する営繕工事について、入札説明書等で入札時積算数量書活用方式の対象工事であることを明示する。

## 5. 入札時積算数量書活用方式の実施手続

### 5. 入札時積算数量書活用方式の実施手続

#### (1) 入札時積算数量書の取扱い

入札時積算数量書は、入札説明書等の添付資料として、交付し公開するものとする。

入札時積算数量書に記載された積算数量については、入札時積算数量書に基づく工事費内訳書の作成や契約締結後における工事の施工を義務付けるものではないが、積算数量に疑義が生じた場合における発注者と受注者との協議は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。

入札時積算数量書は、入札説明書等の添付資料であって、設計図書ではないことから、入札時積算数量書にある数量どおりの施工(履行)を求めるための「契約数量」にはならない。よって、入札時積算数量書にある数量の施工確認・検査は行わない。

また、入札参加者に入札時積算数量書の活用を義務づけるものではないため、入札参加者が入札時積算数量書の積算数量と異なる数量を用いた工事費内訳書を提出したとしても、その入札を無効とすることはない。

#### (2) 入札時積算数量書に対する質問及び回答

入札参加者は、入札時積算数量書に記載された内容について質問することができる。この場合における質問及び回答は、入札説明書等に対する質問として行うものとする。なお、受注者は、当該質問の有無にかかわらず、契約締結後に積算数量に疑義が生じた場合には、積算数量に関する協議を求めることができることに留意するものとする。

### (別記1) 入札説明書等における記載例

#### (別記1) 入札説明書等における記載例

- . 入札説明書【工事希望型競争入札については「送付資料」、工事希望型競争入札以外の指名競争入札については「指名通知」と読み替える。以下同じ。】に対する質問
  - この入札説明書(入札時積算数量書を含む。)に対する質問がある場合においては、次に掲げるところに従い、書面(様式は自由)により提出するものとする。
- . 工事費内訳書の提出
  - (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送するものとする。

- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、少なくとも入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの(ただし、商号又は名称、住所及び工事名を記載すること。)でなければならない。
- (3) 工事費内訳書は、○. ③の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

入札参加者は、入札手続き時に入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙明細に疑義が生じた場合には、質問受付期間中に質問することができる。発注者は、入札参加者から質問を受け付けた場合、確認の上、必要に応じて積算数量を訂正し、訂正後の積算数量を公開する。

なお、入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙明細の位置づけは下表となるため、その質問回答書も設計図書ではないことに留意するとともに、質問回答書も区別して作成するものとする。

	工事請負契約書第1条※ における設計図書	工事請負契約書第18条 の2における契約事項
「入札時積算数量書」及び「質問回答書(入札時積算数量書に関するもの)」	該当しない	該当する
「入札時積算数量別紙明細」及び「質問回答書(入札時積算数量別紙明細に関するもの)」	該当しない	該当しない

※発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

#### (5) 積算数量に関する協議

- ① 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
- ② 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

- ③ 入札時積算数量書に記載された積算数量に関する協議(発注者が請求する場合を含む。)は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目(設計図書において施工条件が明示された項目を除く。)を除くものとする。
- ④ ③の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

受注者が積算数量に疑義が生じた場合の確認の請求は、協議を行う積算数量の部分に関する施工が終了するまでに行う。なお、受注者は、施工に先立ち、施工計画書の作成や材料調達のための発注の際に数量を算出・確認すると思われ、この段階で疑義数量の有無が判明すると考えられるので、受注者に対して早めの確認の請求を行うように呼びかけることも必要である。

協議を求めるとあって、契約書第18条の2第1項に基づく受注者からの確認の請求においては、当該積算数量に対して疑義を生じるに至った根拠資料を提出してもらう。

また、全ての数量が一致している必要はなく、当該疑義数量に関して数量が一致していれば、協議が可能とする。

別添-1及び別添-2のフロー及び様式例を参考に協議を行う。

## 6. 対象工事の契約書

### 4. 対象工事である旨の明示等

- (3) 本方式を適用する工事においては、契約締結後において、入札時に発注者が示した積算数量に疑義が生じたときは、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととなることを合意する。このため、契約書(「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)又は「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」(平成7年9月5日付け建設省営管発第556号)の別冊をいう。)に別記2に掲げる事項を記載するものとする。

なお、積算数量に関する協議の結果、請負代金額を変更するときは、契約書第24条に定めるところによるものとする。

### (別記2)契約書における記載例

#### (別記2)契約書における記載例

(入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等)

第18条の2 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書(一式とされた細目(設計図

書において施工条件が明示された項目を除く。)を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。)に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。

- 2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合のみ行うことができるものとする。
- 3 監督職員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。
- 4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。
- 5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、第24条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における第24条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。

入札時積算数量書の扱いについては、契約書に契約事項として、その位置付けを規定しており、入札時積算数量書の数量は、工事請負書第18条の2に基づく確認請求、協議、請負代金額の変更を行う場合の基となる。

## 7. 入札時積算数量書の公開項目等

- (1)各工種における数量公開項目については、別添－3～別添－5「数量公開項目一覧」の「数量公開項目」の「数量書」を標準とする。
- (2)入札時積算数量書に添付する入札時積算数量書説明書は別添－6を参考とする。

## 8. 入札時積算数量書別紙明細の公開等

### 2. 入札時積算数量書別紙明細の公開等

#### (1)入札時積算数量書別紙明細について

「入札時積算数量書別紙明細」とは、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目のうち、必要に応じて別途作成される当該細目の根拠となる名称、数量及び単位を取りまとめて示す書面(電磁的記録に記録されたものを含む)。また、入札時積算数量書において、数量を一式としている共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等について、必要に応じて別途作成される各費用の根拠となる名称、数量及び単位を取りまとめて示す共通仮



設費明細書、現場管理費明細書及び一般管理費等明細書を含むものとする。ただし、数量基準において数量算出の方法が規定されていないものは除くことができる。

(2) 入札時積算数量書別紙明細の公開

「入札時積算数量書別紙明細」は、全て公開するものとする。なお、原則として見積りを行うために必要な図面及び仕様書の交付に併せて公開するものとする。

(3) 入札時積算数量書別紙明細の取扱い

「入札時積算数量書別紙明細」は、入札参加者の適切かつ迅速な見積りに資するための参考資料であり、契約書第1条にいう設計図書及び18条の2にいう入札時積算数量書ではない。

(1) 数量基準において数量算出の方法が規定されていないもので「入札時積算数量書別紙明細」から除くことができるとしているものは、具体的に下記のものとする。

A) 計画数量(任意仮設。ただし、参考図等により提示された場合は公開対象となる。)

B) 計画数量(計画図等の違いにより数量が異なるもの)

C) 製造業者及び専門工事業者等により数量が異なるもの

D) 他の細目の数量により算定されるもの(スクラップ控除など)

E) 労務費の類(施工費、接続費、搬入・据付費など)

F) 他の細目の金額で算出するもの(機械設備工事のスリーブ、形鋼振れ止め支持など)

(2) 各工種における数量公開項目については、別添—3～別添—5「数量公開項目一覧」の「数量公開項目」の「別紙明細」を標準とする。

(3) 工事費内訳書の提出において、入札時積算数量書別紙明細に対応した工事費内訳書の提出は義務としていない。

(4) 入札時積算数量書別紙明細に添付する入札時積算数量書別紙明細説明書は別添—7を参考とする。

## 9. 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算

### 1. 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算

(1) 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算は、公共建築工事積算基準 第8(設計変更における工事費)の規定に準じるものとする。

(2) 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算における共通費の算定は、公共建築工事共通費積算基準(平成15年3月31日付け国営計第196号)2(7)、3(7)及び4(4)の規定に準じるものとする。

(3) 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算に用いる単価及び価格は、公共建築工事標準単価積算基準(平成19年2月15日付け国営計第145号)第1編5(設計変更時の取り扱い)の規定に準じるものとする。

- (4) 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算に用いる数量は、入札時積算数量書の訂正の対象となった積算数量及び当該積算数量に関連する項目の、訂正後の積算数量における訂正分の数量とする。

入札時積算数量書の訂正は、設計変更ではないが、その工事費の積算は、設計変更における工事費の積算と同様に行うものとする。

## 10. 設計変更における積算数量書の提示等

### 3. 設計変更における積算数量書の提示等

#### (1) 設計変更における積算数量書について

契約書第 18 条及び第 19 条の規定により行われる設計図書の訂正又は変更に伴う請負代金額の変更(以下「設計変更」という。)における積算数量書は、公共建築工事積算基準第4に定める「公共建築工事内訳書標準書式」に基づき作成した種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳の名称、数量及び単位を表示するものとして、設計変更の対象となる積算数量をとりまとめたものをいう。

#### (2) 設計変更における積算数量書の提示

設計変更における積算数量書を受注者に提示するものとする。

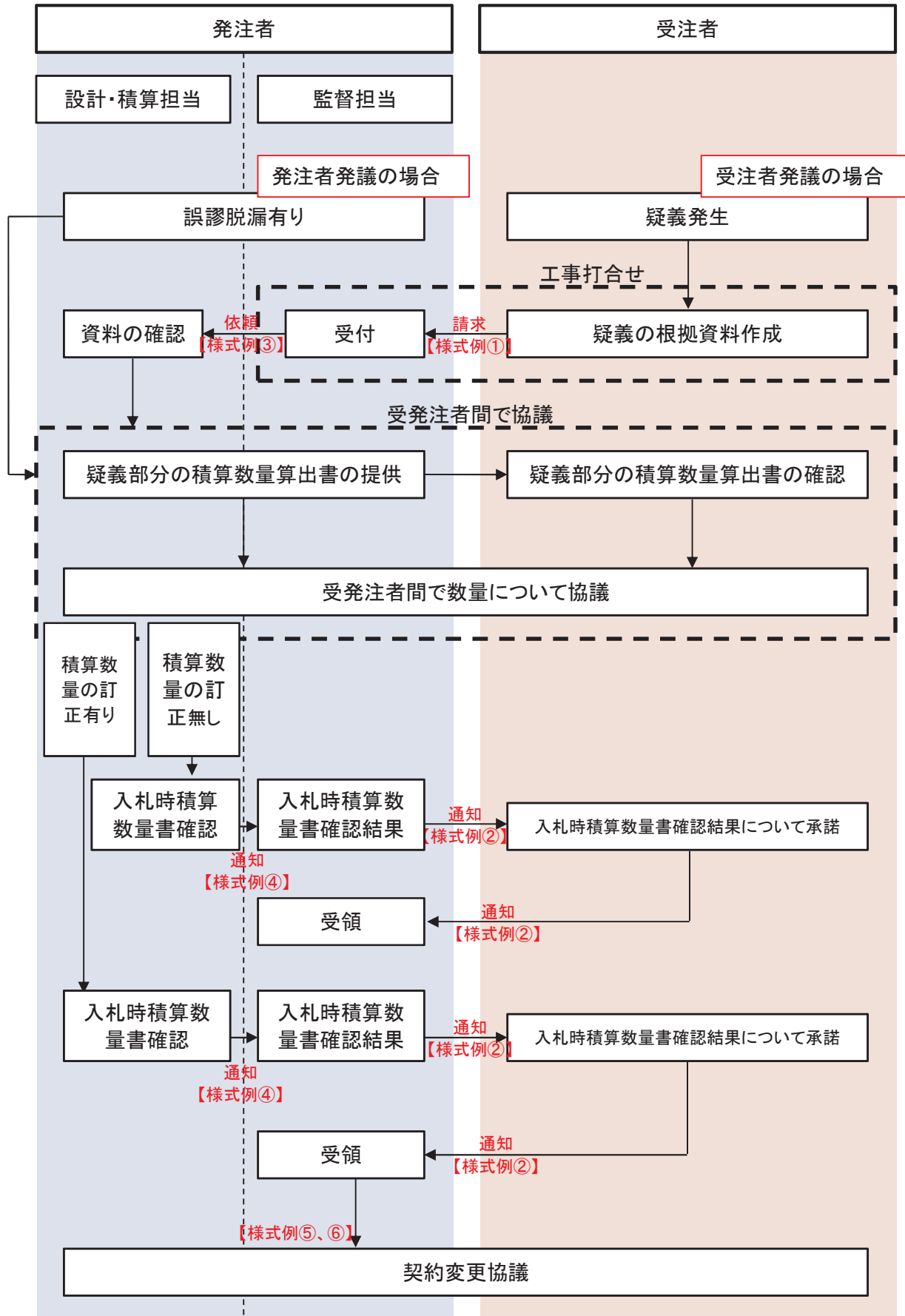
#### (3) 設計変更における積算数量書の取扱い

設計変更における積算数量書は、適正な設計変更に資するための参考資料であり、契約書第1条にいう設計図書及び第 18 条の2にいう入札時積算数量書ではない。

設計変更では、受発注者間において、変更内容に関連する数量においても協議を行うことになる。その際、円滑な協議のために、積算数量書を受注者に提示することを原則としている。

また、設計変更の数量についても設計図書及び数量基準に定めるところにより行うが、その積算数量書は、設計図書でも入札時積算数量書でもないことに留意し、変更契約後に疑義が生じた場合は、協議対象とならないので、設計変更時に十分に確認を行う。

### 入札時積算数量書活用方式に係る協議のフロー



契約書第18条の2第1項及び第3項の用紙（様式例）

様式例 ①

### 工事打合せ書

令和〇年〇月〇日

工事名： ○〇〇建築改修その他工事

主任監督員	〇〇〇〇	監督員	□□□	現場代理人	△△△
打合せ者				打合せ場所	
NO	内 容		回 答		処 理 方 法
発議者	協議日	設 計 ( 積 算 )			備 考
		建	電	機	

※疑義に係る根拠資料は別途提出する。





































# 入札時積算数量書別紙明細説明書

## 1. 入札時積算数量書別紙明細について

「入札時積算数量書別紙明細」とは、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目のうち、必要に応じて別途作成される当該細目の根拠となる名称、数量及び単位を取りまとめて示す書面（以下「別紙明細」という。）をいう。また、入札時積算数量書において、数量を一式としている共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等について、必要に応じて別途作成される各費用の根拠となる名称、数量及び単位を取りまとめて示す共通仮設費明細書、現場管理費明細書及び一般管理費等明細書を含むものとする。

別紙明細は、参考資料として、交付し公開するものである。

## 2. 提供する電子データについて

公開にあたり提供する電子データは次のとおりとする。

- ① 「入札時積算数量書別紙明細」 Microsoft Excel形式
- ② 「入札時積算数量書別紙明細」 CSV形式

## 3. 別紙明細について

### (1) 構成

構成及び項目は、次の基準に基づき作成している。

- ① 建築工事 「公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）」
- ② 設備工事 「公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）」

### (2) 適用基準

数量については、次の基準に基づき算出している。

- ① 建築工事 「公共建築数量積算基準」
- ② 設備工事 「公共建築設備数量積算基準」

参照 「公共建築工事標準単価積算基準」

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun\\_touitukijyun\\_s\\_hyoujyun\\_bugakari.htm](https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_touitukijyun_s_hyoujyun_bugakari.htm)

「公共建築工事共通費積算基準」

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun\\_touitukijyun\\_kyoutuuhi\\_sekisan.htm](https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_touitukijyun_kyoutuuhi_sekisan.htm)

「公共建築工事積算基準等資料」:

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryuu\\_sekisan\\_unnyou.htm](https://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryuu_sekisan_unnyou.htm)

「公共建築工事の工事費積算における共通費の算定方法及び算定例」:

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/kyoutuuhi\\_santeihouhou.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/kyoutuuhi_santeihouhou.html)

「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について」:

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000040.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000040.html)

## 4. 別紙明細に対する質問について

- (1) 別紙明細に対する質問がある場合においては、入札説明書の「○. 入札説明書等に対する質問」に従い質問書を提出すること。ただし、入札説明書等に対する質問項目とは区別した項目とすること。

なお、数量そのものの差違等に係わる質問については、差違の根拠となる数量を算出した過程を示す数量算出書等の根拠資料等も併せて提出するものとする。

- (2) (1)の質問に対する回答は、入札説明書の「○. 入札説明書等に対する質問」に従い閲覧に供する。